

アシスト

～食の安全のために～

広報誌

Assist

VOL. 9

MAR. 1 2020

公益財団法人
栃木県保健衛生事業団

皆さんこんにちは！アシストです。

VOL.9は**栄養成分表示の義務化**について特集します。

これは、**加工食品と添加物に栄養成分表示が義務付けられた**もので、ルールに沿って表示を行い、消費者の方への安心と信頼を確保する目的で施行されました。

また、本号では**新しい腸内細菌検査の検査法**についても触れていきます。

では今回も食の安全と安心のために、僕と一緒に学んでいきましょう。



2020年4月1日から栄養成分表示が義務になります

2015年4月に施行された食品表示法で、原則としてあらかじめ包装された一般消費者向けの**加工食品と添加物に栄養成分表示が義務付けられました**。

2020年3月31日までに製造されたものは旧基準による表示が認められますが、**4月1日以降は新しい表示**にしなければなりません。

Q. なにを表示すればいいの？

A. **熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量**（ナトリウムから換算したもの）の**5つ**を必ず表示しなければなりません。

<表示例>

栄養成分表示
(100gあたり)

熱量	〇〇〇kcal
たんぱく質	〇〇〇g
脂質	〇〇〇g
炭水化物	〇〇〇g
食塩相当量	〇〇〇g

Q. どうやって表示すればいいの？

A. 主な部分は以下の通りです。（右図参照）

- 必ず頭に「**栄養成分表示**」と表示します。
- 表示の**順番が決まっております**、変更はできません。
(①熱量、②たんぱく質、③脂質、④炭水化物、⑤食塩相当量の順)
- 食品単位は、一例として「100g」、「100ml」、「1食分」、「1包装」、「その他の1単位」といった**単位ごとに表示**します。
- 表示する値は、**実際に食品を分析した結果または計算値、参照値**を表示します。

Q. 誰でも絶対に表示しなきゃダメなの？

A. 以下のいずれかに該当する場合は表示の省略が出来ます。

- 表示面積がおおむね**30cm²以下**
- 酒類**
- 栄養の供給源としての寄与が小さいもの**（コーヒー、お茶など）
- 極めて短期間で原材料やその配合割合が変更されるもの**
(3日程度でレシピが変わる日替わり弁当、合挽肉など原料の割合が変わるもの)
- 消費税を納める義務が免除されている事業者、又は中小企業基本法に規定する**小規模企業者**
- 食品を製造し、又は加工した場所での販売**（同一店舗内での製造・販売する洋菓子店、パン店など）
- 不特定又は多数の者に対する**譲渡**（**サンプルとして譲渡**する場合）



Q. もし守らなかったらどうなるの？

A. ルールに従った**表示をしない場合**や**表示に虚偽がある場合**には、食品事業者**に食品の回収等の措置**が行われ、従わなければ**罰則も設けられています**。

Q. 他にどんなルールが定められたの？

A. その他にも食品表示の新ルール（食品表示基準）では、**アレルギー表示や栄養強調表示、機能性表示の方法等**が定められています。詳しくは消費者庁のHP等でご確認ください。

腸内細菌検査の検査法が4月1日より新しくなります。

前号（VOL8）やその他の広報チラシ等で御紹介いたしましたとおり、食品取扱従事者の衛生管理と健康管理の向上や「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「学校給食衛生管理基準」等に対応することを目的に、**高感度で迅速にペロ毒素を産生する腸管出血性大腸菌を検出できる検査法（PCR法検査）**を4月1日から導入します。

検査方法の変更に伴い、従来のA・B・C・D4コースについては、4月1日以降は、**赤痢菌・サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌全般の1コースのみ**となります。

なお、新システムへの移行準備に伴い、本年度の受付は、令和2年3月25日までとさせていただきます。新年度の受付は、令和2年4月1日からとなります。

郵送受付も同様ですが、**万が一3月25日以降に到着しました郵送検体は4月1日の受付**となり、新システムでの検査結果となりますことをご承知ください。

検査終了後に配付されますステッカー（検査済証）につきましても、4月1日以降は右記の1種類のみとなり、配付も年1回のみとなります。



HACCPの制度化に関する省令が公布されました

2018年6月に改正された食品衛生法で、原則として**全ての食品関連事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組む**ことが決定しました。また2019年11月にHACCPの制度化に関する厚生労働省令が公布され、**業種または事業者の規模によって取り組むべき基準**が定められました。

この省令は2020年6月に施行されますが、経過措置として1年間の猶予期間が設けられていますので、**HACCPによる衛生管理の実施が義務となるのは2021年6月**からとなります。詳細は厚生労働省のHP等でご確認ください。



簡易専用水道検査全国技術研究発表会での発表について

令和元年12月19日～20日に大田区産業プラザPiOで行われた**簡易専用水道検査全国技術研究発表会**にて、当事業団の田邊主任が発表を行いました。

演題は「**簡易専用水道検査における危険因子と安全対策への取り組み**」と題し、検査における業務上の危険因子や改善策を紹介するとともに今後の課題について発表しました。



法案が公布され、皆準備を始めていますね！



とちぎHACCP新規認証施設のご紹介

施設名	足利市学校給食 共同調理場パン工場	株式会社 GFF 佐野第一工場	岩下プロセスフーズ 株式会社	済生会外来食堂 レストランエムロード
所在地	足利市	佐野市	栃木市	宇都宮市
認証業種	菓子製造業	つけ物製造業	つけ物製造業	飲食店営業 (レストラン)
認証年月日	令和元年10月8日	令和元年11月12日	令和元年12月10日	令和元年12月10日

県内食中毒情報（10～1月）

発表日	11月25日	11月28日	12月14日	12月19日
地域	安足健康福祉センター 管内保育所	安足健康福祉センター 管内障害者施設	県南健康福祉センター 管内保育所	県北健康福祉センター 管内保育所
原因菌	ノロウイルス	ノロウイルス	ノロウイルス	ノロウイルス
発症者	42名	36名	47名	30名
原因食材	不明	不明	不明	不明

ノロウイルスが流行していますので気を付けましょう！



編集後記

アシストVOL.9をお届けいたします。今回は「栄養成分表示の義務化」についてということで、4月からの新しい食品の栄養成分の表示その方法等について特集しました。次回は「**食品自主検査のご案内**」について特集します。お楽しみに！

検査のお問い合わせ

検便検査	〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 3F TEL: 028-623-8383 FAX: 028-623-8585 メール: kensui@tochigi-health.or.jp
食品検査	〒329-1194 栃木県宇都宮市下岡本町 2145-13 栃木県保健環境センター2F TEL: 028-673-9900 FAX: 028-673-9955 メール: okamoto@tochigi-health.or.jp
HP	https://tochigi-health.or.jp